

プロジェクト 金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目 第 178 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、審議事項(4)-5ステップ1における議論の方向性に関するASBJ事務局の分析について、第178回金融商品専門委員会（2022年4月4日開催）での審議において聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

2. 貸出金を保有しつつ回収を最大化するビジネスモデルの下でECLモデルを基礎とすることに賛成するが、信用リスクの著しい増大の考え方について担保を保有している場合などの明確化を図るべき。なお、米国金融機関の売却による回収というビジネスモデルにおいて、「売却」とは債権譲渡だけでなくヘッジ等も含む広い概念であるため、それが分かるようにすべきではないか。
3. 全体的な方向性としてECLモデルを基礎とする点には賛成する。しかし、貸倒損失の算定期間について平均回収期間が妥当とされている点や、債務者単位での絶対的な信用リスクの水準により管理がされている点などむしろCECLモデルの方が日本基準と親和性があると考えられる点もあり、この点がステップ2以降の論点になると思われる。
4. 検討の方向性について賛成する。いったんIFRS基準を基礎にしつつ、日本基準の良いところ及び考え方をうまく反映する方向で進めて欲しい。
5. 基準の優劣の話をして結論が出そうになく、今後の検討の進め方の提案に違和感はない。リスク管理の実務や今までの慣行との関係についてはステップ2以降で議論したい。
6. 住宅ローンのような期間の長い貸出の観点からはCECLモデルの方が良いのではないかと考えている。ただし、CECLモデルが選択できることとなると、両基準の差異について財務諸表利用者から質問が寄せられる可能性があることには留意すべき。
7. ECLモデルを基礎とする方向に同意する。事業会社の観点からは30日の反証可能な推定や期日情報のような具体的な指標を含めることも検討して欲しい。
8. 総論としてECLモデルを基礎にすることは了解である。モデル間の個別の差異の議

論には意味がなく、全体的な方向性として先ずはECLモデルを基礎とすることを前提として、CECLモデルや日本基準の良いところを取り入れていくというやり方が良いのではないか。

9. 総論としてECLモデルを基礎としてステップ2の議論を行うことに異論はない。なお、ここでECLモデルを選択した経緯は新基準の結論の背景に含まれることとなるのか。
10. 相対的アプローチを採用するECLモデルを選択した場合には、我が国の貸倒引当金算定の実務に影響を及ぼす可能性がある。また、ECLモデルでは信用リスクの著しい増大という見積りの要素があり、CECLモデルより検証可能性があるという説明には違和感がある。
11. ECLモデルとCECLモデルに優劣はないと考える。そのため、日本基準からの移行の容易さの観点からの検討も行って欲しい。
12. IFRS基準のECLモデルは貸付金、売掛金のような債権だけではなく有価証券も含めて全体的に1つの考え方に基づいているので、こちらを基礎として議論を進めていくのは適切であると考え。

以 上